

小山市総合教育会議会議録
(平成30年度第1回定例会)

・会議の日時及び場所

日 時 平成30年12月7日(金) 午前11時00分から午後0時00分

場 所 市役所本庁舎 市長公室

・会議の組織人員

人 数 7人

・出席者

市 長 大久保 寿 夫

教育長 酒 井 一 行

教育委員

1 番 福 井 崇 昌

2 番 福 地 尚 美

3 番 新 井 泉

4 番 結 城 美 鶴

5 番 岩 井 正 夫

・説明のため本会議に出席した職員

総 務 部 長 小森谷 昌 利

教 育 部 長 添 野 雅 夫

教育総務課長 阿久津 宣 明

学校教育課長 金 森 宏

教育総務課課長補佐 中 田 文 智

学校教育課課長補佐 林 剛

・書 記

行政経営課課長補佐 金 澤 雄 大

・協議事項

(1) 「小山市部活動等の在り方に関するガイドライン」の策定について

(2) その他

○金澤行政経営課課長補佐

それでは、只今より平成30年度小山市総合教育会議第1回定例会を開会いたします。

初めに、本会議の主催者であります大久保市長よりご挨拶申し上げます。

○大久保市長

皆さん、おはようございます。本日は、平成30年度第1回の小山市総合教育会議を開催させていただきましたところ、皆様方にはご多忙の中にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は、「小山市部活動等の在り方に関するガイドライン」の策定について、皆様と協議をさせていただきます。今後の小山市の教育環境の充実を図る上で大変重要であると考えておりますので、委員の皆様には活発なるご協議をお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○金澤行政経営課課長補佐

それでは、続きまして、協議事項に移りますが、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律、これに基づきまして、本会議は市長が招集しております。よって、大久保市長が議長を務めさせていただきます。

大久保市長、よろしくお願ひいたします。

○大久保市長

それでは、平成30年度小山市総合教育会議第1回定例会を開催いたします。

円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

最初に、会議録署名委員の指名についてであります。小山市総合教育会議運営規則第11条の規定により、本日の会議の署名委員は、福地尚美氏を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

〔委員一同、了承〕

○大久保市長

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、協議事項に入りますが、1、「小山市部活動等の在り方に関するガイドライン」の策定について、担当課の説明をお願いいたします。

○金森学校教育課長

学校教育課よりご説明を申し上げます。

最初に、部活動ガイドラインを作成する背景について口頭で説明をさせていただきます。1つ目としては、部活動の過熱化が挙げられます。勝利至上主義となり、大会またはコンクールなどで勝つことのみを重視したような指導により、子どもたちの心身のバランスのとれた発達を妨げているといった問題が一部に見られるということでございます。それによって子どもたちがけがをしたりとか、バーンアウト、燃え尽きてしまったりとか、また学習や様々な体験活動の時間が十分に確保されない等、このようなことが一つの原因、背景として挙げられます。2つ目としては、顧問となります教師の長時間労働、これに繋がっているという問題。そして、3つ目として、教師に競技経験等がないために、生徒が望む専門的な指導が十分できていないなど、生徒のニーズに必ずしも応えられていないという問題が挙げられます。今後、持続可能な部活動の方針として、このガイドラインを策定していくということが国から示されたものでございます。

これまでの経緯を説明しますと、今年の3月にスポーツ庁から国の部活動ガイドラインが示されました。それを受けまして、今年の9月に県教委より、県の部活動ガイドラインが示され、小山市もこれらのガイドラインを踏まえまして現在策定をし、案が作成できたところでございます。今後につきましては、この後パブリックコメントをさせていただき、そして必要に応じて修正を施し、庁議及び定例教育委員会等にお諮りし、校長会へ示す予定であります。そして、各学校では市のガイドラインに基づき、それぞれの学校で活動方針を来年の3月末までに策定をし、来年4月からそれぞれの活動方針に従って部活動を運営していくというスケジュールとなっております。

続きまして、本市のガイドラインを策定するに当たっての策定委員についてですが、中学校の校長先生代表3名、小学校の校長先生代表2名、それから市P連の代表の方2名、それと部活動の顧問をしている先生の代表2名、そして養護教諭の代表の先生1名に入らせていただきました。

それでは、本市のガイドライン(案)につきまして説明をいたします。お手元にA3の縦

長の資料が配られているかと思うのですが、こちらを中心に説明させていただきまして、必要に応じてもう一つのA4版のとじ込み資料を使わせていただきます。

まず、1つ目、一番上に書かれている「対象」ですが、国のほうでは中学校（公立・私立）の運動部活動を対象にしたガイドライン、文化部については、文化庁のほうから別途今後出す予定とのことですが、内容的にはほぼ運動部活動と同じ内容で策定される予定と報道されております。栃木県では、公立の中学校と高校の運動部活動を対象にガイドラインを策定してありました。文化部については、この運動部活動のガイドラインに準用するというようになっております。小山市では、中学校及び義務教育学校後期課程の部活動、運動部と文化部を含めた形で記載をいたしました。小山市としては、小学校で行われております特設クラブと申しますか、学校の教員が顧問をして指導しているものについても準用するとつけ加えさせていただきました。主に合唱とか吹奏楽といった活動が中心になるかと思えます。

続きまして、「活動方針・計画」になりますが、先ほど申し上げましたとおり、国のガイドラインに沿って、県がガイドラインをつくり、そして設置者である小山市は、国や県のガイドラインを踏まえて市のガイドラインを策定するということが記されておりましたので、それに基づいての流れになります。校長は、設置者の策定したガイドラインに基づき、活動方針、計画を作成し、公表することとなっております。従いまして、小山市でもそのことを記しております。各学校のホームページなどにそれぞれの学校の活動方針や計画を来年4月以降公表するというようになります。

3つ目の「安全管理」の部分につきましては、国は特に主立った記載はございませんが、栃木県では那須の雪崩事故の影響がありまして、ヒヤリ・ハット事例を集約し、共有するとか、危険と判断された場合はためらうことなく変更・中止するという文言が入っております。小山市もそれを受けまして、その文言を加え、さらに今年の夏の熱中症の状況を受けまして、WBGT計で31℃を超えた場合は原則中止とするということを案として盛り込ませていただきました。

なお、これにつきましては、別紙の6ページをご覧ください。6ページの下から2行目になりますが、熱中症事故を予防するために、高温多湿時にはWBGT計を活用し、熱中症予防情報サイトや熱中症予防運動指針を参考に部活動の実施の是非を判断する。原則的にはWBGT31℃を超えた場合は部活動を中止する。やむを得ず部活動を実施する場合は、熱中症を予防するため、練習を短時間で区切るなどして休憩時間を十分確保し、水分補給、体熱の放散を行うと同時に、健康観察を適切に行う。さらに、冷房の効いている部屋を用意したり、帽子を着用させたり、薄着を奨励したり、氷のうを用意したりするなどの対策を講じることが考えられます。特に夏場最後の大会に向けて練習をどうしてもせざるを得ない場合には、WBGT31℃を超える時には細心の注意を払うということをここで謳わせていただきました。

なお、WBGT計につきましては、各学校にこういった計器を配布させていただきました。この計測器は、気温だけではなくて湿度とか輻射熱とかそういったものを総合的に判断してWBGTを計測します。31℃というのは、摂氏で言いますと35～36度ぐらいになるかと思えます。

A3版にお戻りください。「休養日の設定」については、国のガイドラインの基準では

週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上の休養日とする。週末が大会参加の場合は、他の日に振り返る。また、長期休業中も準じる。ある程度の休養期間を設けるよう国のほうでは定めており、これらを踏まえまして県も市も同様に定めております。

なお、市としましては、その下にあります太文字のところ、週末2日続けて練習、または練習試合を行うことは、月に多くても2回までとするということ。また、3日以上の日、3連休やゴールデンウィーク中につきましては、活動2日に対して1日の休日を設けるということで、国・県の基準をさらに具体化した内容を記しました。

続いて、「活動時間」ですが、国の基準では、1日の活動時間は長くても2時間程度、休業日は3時間程度とするとなっております。県ではこれに加えて、朝練習を行う場合は、支障のない範囲で実施する。また、基準を超えて練習する場合は休養時間を設定し、別の日の活動時間を減らすといったものが加えられております。小山市ではそれらに加えて、太文字の部分、準備・片づけの時間については20分以内として活動時間には含めない。さらに、校外で活動する場合、移動時間は含めないこととする。練習試合などで宇都宮などに出かけるといった場合には、当然移動時間がかかりますので、そこはこの活動時間には入れないということを明記いたしました。

それから、その下、朝練習は活動時間に含めることとするについてです。先ほど平日の練習時間を2時間と謳ったわけですが、朝練習をやる場合は2時間内にその時間も含めることとしています。さらに、実施する場合は早くても7時以降の開始とし、朝40分練習した場合は、放課後は80分までに抑えるということになります。

その下、1学期の平日の活動時間は週8時間以内とし、弾力的に運用してもよいというように、これも小山市の案としてお示ししました。これについては10ページをご覧ください。15行目、エ)のところですが、1学期の始業式から終業式の期間の平日における活動時間は、下記の例のとおり、弾力的に運用してもよいこととする。平日は1日2時間、必ず1日は休むということになっておりますので、そうしますと週4日×2時間で8時間が最大の練習時間になるわけです。この練習時間を2時間、2時間、2時間というふうにやってしまった場合に、大規模校などで体育館などが使えない日が当然部活によっては出てくるわけです。従って、体育館を使える時はいつもより多目に練習したい。体育館が使えない外の練習では、体力強化だけしかできないので練習時間を抑えたい。特に3年生が最後の大会に向けて集中して練習している時には、その辺は弾力的に運用してもいいだろうというような内容となっております。

A3版にお戻りください。さらに、学校閉庁期間として、今年度からお盆の期間(8月13～16日)を学校閉庁日と設定しました。この閉庁日、それから年末年始も含めて、こういった期間については、全国大会の出場を控えている部が練習等を行いたいという場合は行ってもいいわけですが、しかしそれ以外の部についてはこの期間はしないというふうに記しました。

そして、「部活動の改廃・新設」の部分については、国や県のガイドラインには記されておりませんが、市では少子化のことも踏まえまして、このように記載しています。1、2年生を合わせて団体戦出場の数に満たない。こうした場合に通常合同チームということで、他の学校と合同チームを組んで大会等に参加することは可能なのですが、そうした

状況でその次の年度に新1年生が入ってきて、3学年そろった状態でも団体戦に出場する人数に満たないといった場合は、この後、部活動の改廃をどうするかについて協議の対象とする。ただし、必ずしも廃止するというものではありません。それについて話し合いを行う。ここについては誤解のないようにしたいと思っております。

なお、団体戦がない競技というものもございます。水泳とか陸上、また文化部などについては特に団体戦というものが無いわけですが、そうしたものについては細かな数字というのはちょっと挙げられないわけですが、一応適正な人数が満たされないと校長が判断した場合ということで、ガイドラインには記してあります。

また、新たに部を新設する場合については、顧問が複数配置できること、また人数や活動場所、必要な施設や用具等があること、そうした条件が整って、尚且つ十分話し合いをした上で決定をするということです。部の新設については、少子化の動きの中で、教員数もそれぞれ減っていますので、慎重に検討していくということでございます。

続きまして、その下に行きます。「大会等の見直し」については、国の基準では市のほうで参加する大会数の上限の目安を設けなさいという指示がありました。従いまして、市としてはそれぞれの学校の参加状況などを確認しまして、大会数の上限の目安として、中体連は運動系の団体、それから中文連は吹奏楽、合唱等になります。それから、県や市の体育協会、こういった団体が主催するものについては参加はもちろん当然になってくるわけですが、これらを除いて例えばそれ以外の招待試合、〇〇杯ということでいろんな団体等が主催する大会があるのですが、そういったものについては年間で10大会程度とすると上限を定めさせていただきました。どうしても強いチームほど地区大会を突破し、県大会。そして県を突破し、関東大会、全国大会へと進みます。さらに、そういう強いチームはいろんなところから招待の案内が届いて、そういった大会に全て参加していると、本当に子どもたちが休む暇がとれないという状況もありますし、もちろん顧問の先生も休めないということになりますので、その辺の上限を設けさせていただきました。

最後に、「その他」になりますが、国では、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。この部活動指導員につきましては、資料の4ページをご覧ください。その欄外、一番下で、ちょっと字が小さくて申しわけないのですが、部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、中学校におけるスポーツ、文化、科学に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会、練習試合での引率、これはもちろん監督も含まれます、を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができるということで、外部の方をこの部活動指導員に委嘱をし、学校の職員と同等に顧問を命じ、引率や監督業ができるようにする制度でございます。これらについて国も積極的に導入するように謳っているわけですが、小山市においてもこれについて積極的に導入する方向で検討し、次年度の予算要求をさせていただいているところでございます。

さらに、小山市としては、特に部費の取り扱いにつきまして、通常は保護者会があるところは保護者会の代表の方が会計などを行っているわけですが、そうした組織が整っていないとなるとどうしても顧問がそのお金を管理しなければならない。そうした時に、必ず校長の監査を受けたり、会計報告を行うということを明記いたしました。また、部費の徴収額についても保護者負担の軽減を図るということを謳わせていただいた次第です。

以上、早口でしたが、概要を説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○大久保市長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

ご意見、ご質問がある方はご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○福井委員

部活に関しては、指導者が暴力を振るったり、パワハラみたいな事例というのが随分起きていますよね。こういうことに関しては、下都賀地区の教育委員会連合会でも話し合ったのですが、コーチングという概念があって、非常に心理的に、それから技術的にどう教えたらいいかということ科学的な知見から学問的に研究しているという人もいるし、本も出版されていますよね。そういうのを中心にやるということをはっきり謳ってしまっていると思うのだけれども、この中ではその部分はどこに当たりますか。

○大久保市長

答弁。

○金森学校教育課長

それでは、資料の8ページをご覧ください。4行目に、運動部活動での指導のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底するとしています。市教委は、学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、学校保健安全法などを踏まえ、適宜支援及び指導、是正を行うというように記させていただきました。また、さらにその下に、部活動顧問は、スポーツ医・科学等の見地からは、練習の成果を得るために休養を適切にとることが必要であること。また、過度の練習がスポーツ障害、外傷等のリスクを高め、必ずしも体力、運動能力等の向上に繋がらないことなどを正しく理解する。そうしたことを謳わせていただきまして、先ほどの部活動指導員の予算要求の中に、この部活動指導員に対する研修が国から義務づけられているのですが、指導員だけではなくて一般の先生方にもそうした研修に参加をしていただき、体罰等の禁止や、またスポーツ医学の見地からの適切な運動のあり方などについて研修を深めてもらおうと考えております。

○大久保市長

その他ございますか。

はい。

○新井委員

6ページのWBGT計についてもうちょっと説明お願いします。

○金森学校教育課長

WBGTにつきましては、単位は気温と同じ摂氏度で示されますが、その値は気温とは異なるということで、この暑さ指数、WBGTは人体と外気との熱のやりとりに着目した指標です。人体の熱収支に与える影響が大きいと言われる湿度、それから日射、輻射などの周辺の熱環境、また気温の3つを取り入れた指標であるということでございます。

○新井委員

それは、地上何センチのところ測るとかあるのでしょうか。

○金森学校教育課長

それぞれの子どもたちが活動する場所ごとに測るわけですが、通常、中学生ですと大体大人と同じぐらいの身長になっていますので、顧問などがその立った場所で測るということになります。

○大久保市長

はい。

○岩井委員

国の働き方法案に関する施行は来年の4月1日から変わるということで、教職員の先生方の働き方改革、長時間労働削減のために、今、県は月80時間以内の時間外労働、国の指針は45時間なんていう具体的な数字が今日の新聞等にも発表されておりましたが、その対策の一環として、外部の部活動指導員の導入を小山市でも検討するということだと思いのですけれども、具体的に、予算の範囲ではあると思いますが、来年の配置人数や具体的な部活動指導員の計画等は決まっているのか教えていただきたいと思います。

○大久保市長

はい、答弁。

○金森学校教育課長

現在のところ、初年度ということで、例えば今年度宇都宮市が3名配置ということで試行的に行っており、来年度上積みをするというふうに聞いています。小山市におきましても来年度が初年度ということで、5名で予算要望をしております。ただ、これが十分な人数かといいますと、学校の要望としてはもう少し当然あるかと思えます。一方、部活動指導員になっていただける方をどれだけ探せるかということもありますので、まず来年度は初年度ということで5名のスタートとさせていただいて、状況を見てまた検討してまいりたいと考えております。

○大久保市長

他にございますか。

はい。

○結城委員

今お話がありました部活動指導員についてですけれども、本当に先生のほうの負担も考えますと、この導入が充実しないことにはこの問題はやはり解決しないと思います。是非、これは頑張って進めていただきたいと思います。

また、「適切な休養日の設定」のところ週当たり2日以上として、土曜日及び日曜日のうち1日休養日をどちらか設けるということが記されています。A3版の比較表には、小山市のガイドラインですけれども、週末2日続けて練習を行う時には月2回までとするとの記載がありますが、実際、基本的にはやはり1週間頑張った後に土日のどちらか何もなく休める日というのが子どもにとっても先生にとっても必要なように思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○大久保市長

答弁。

○金森学校教育課長

それでは、只今のご質問ですが、通常オフシーズンとか、特に最後の3年生の大会に向

けてとか、コンクールに向けてという時期でなければ平日1日休み、そして土日どちらかを休むという形になるかと思います。ただ、本当に最後の大会に向けて追い込みをしているという段階において、どうしても土日練習試合等が入るといった場合に、その点については子どもたちの意欲を高める意味でも必要ではないかと。ただ、だからといって何の縛りもなしにやってしまうと、土日全部練習や練習試合を入れて、その分平日休めばいいのだということになってしまっても、これは好ましくありませんので、最大でも月2回までですと縛りを設けさせていただいたところでございます。

○大久保市長

他に何かございますか。

はい。

○福井委員

大会の数の上限ということで、中体連、中文連、それから県の体育協会、市の体育協会を除いてと書いてありますけれども、これ以外の大会というのはどのぐらいあるのですか。

○金森学校教育課長

只今のご質問ですが、それぞれの部活動によって多少の違いがございます。あとは、先ほど申し上げましたとおり、地区大会で負けてしまう学校も多くあるわけですし、関東、全国までいく学校もあるわけですが、基本的には大体10～15程度におさまるものと思います。

○福井委員

中体連とか中文連というのは全国大会まで行ってしまうということで考えていいですか。

○金森学校教育課長

その点について資料に記載があります。13ページをご覧ください。13ページの囲みの中になります。これは中体連に限ったものでございます。支部大会、これは小山市内の大会です。それから、5月に地区の春季大会。ここを勝ち進んだチームは6月の県春季大会。そして、3年生の最後の大会になる地区の総体が7月。そして、7月下旬に県の総体。これが関東大会や全国大会に繋がっていく大会です。そして、3年生が引退した後、地区の新人大会というのが9月下旬。そして、10月になりますと県の新人大会となります。

なお、卓球の場合、個人戦にたくさんのチームがエントリーする関係で、それをある程度絞り込むために、それぞれの大会の前に特別に支部大会を行っております。

○福井委員

結構これ見ただけでも多いですね。だから、さっきの指導員の話ですが、指導員をどこに入れるかといった場合、全国大会まで行きそうところに入れるとか、あるいはたまたま担当の先生がいらないから入れるとか、いろいろなやり方があると思います。これだけ見ても勝ち進んで、強豪校ほど大変だということがありますよね。この辺の対策というのは今後必要かもしれませんね。

○大久保市長

はい。

○結城委員

今のお話についてですが、練習試合などを行うにも遠い県北などに行く場合には、朝5

時台に出かけて、親が送っていくわけですがけれども、そして練習試合をすることがあると思います。例えば、どうなのでしょう。そういうエリア的な部分で幾らか移動時間が削減されるとか、そういうようなことの検討はあるのでしょうか。

○大久保市長

答弁。

○金森学校教育課長

そのことにつきましては、今回のガイドラインの策定に当たっての検討議題としては特に上げておりません。あくまでそれぞれの休養日とか活動時間のほうに絞って今回はガイドラインを作成させていただきました。特に強豪チームとなりますと、ある程度の力をつけていくということを考えると、市内また県内だけではなかなか十分な練習相手が確保できないということもございますので、そこは保護者と十分に、また顧問も検討した上で配慮してもらいたいと現時点では考えております。ただ、これまでは遠くまで遠征しても、また翌週もほとんど休みなしに練習をしているとか、翌週も朝練習をやって、放課後長い時間練習をする。そういうことで、体力的に子どもたちが厳しいという現状がありましたので、今回は週に1回は必ず休むとか、土日連続で練習した場合には翌週その振りかえをするとか、平日も朝練習含めて2時間以内におさめるとか、そういった枠をつくりましたので、これまでに比べると子どもたちへの負担軽減、また顧問の負担も軽減されるのではないかと期待しております。

○大久保市長

はい。

○新井委員

「その他」のところ部費の取り扱いについてという項目があるのですけれども、部費というのはいろんな部活動で徴収しているのですか。

○大久保市長

答弁。

○金森学校教育課長

部費につきましては、これは任意のもので、部費がない部活動もあります。部費というのは要するに部員から集めているお金ということでご理解いただきたいのですが、必要であるという場合に保護者の了解をとった上で集めているお金でございます。従って、保護者会などがある場合にそちらで集めていただいて、金銭管理等をやっていただいているのが通常だと思います。そうでない部活も若干見られますので、どうしても顧問が管理しなければならないといった場合は金銭がきちんと使われていることを明確にするということを入れさせていただきました。

○新井委員

この部費というのは、大きな費用ではないのでしょうか、どういう時に使うものなのでしょうか。

○金森学校教育課長

例えば、市から部活動に関する補助金とか、あとはPTA関係から部活動に対する補助のお金もあると思うのですが、それだけではまだ十分ではないといった場合に、例えば必要なボールを購入したりとか、吹奏楽部などでは外部の講師や専門の方に来てもらって指

導してもらいたいという場合に、その謝金としてお出しするとか、そういったケースもございます。

○大久保市長

はい。

○福井委員

今日の下野新聞に、教員の残業時間は月45時間以内とか具体的な数字が出てきて、これにおさまるかどうかというのはなかなか難しいかと思えます。一方、その中で中教審の答申案の中で部活動への外部指導員への活用というのは、昨年の例として160時間なんて大きい時間が入っているのですよね。こういうのも含めてどうも月45時間以内みたいな発想らしいのです。そうすると、結構部活動に関しては外部の指導員の活用というのが緊急の問題であると感じます。これをやらないとなかなか45時間というのが確保できない恐れがありますよね。この辺は重要な検討事項であると思えます。予算の都合もあるかもしれませんが、今後これは非常にウェートの大きな問題であると感じます。先ほど外部指導員の人数を5名にすると行ったけれども、小山市全体で考えると5名というのは非常に少ない。この辺は国が示すガイドラインの中で見ると結構費用のかかる部分であるし、費用負担の多い部分かなと思えますが、この辺も含めて検討しなくてはならないと思えます。

○大久保市長

はい、どうぞ。

○福井委員

私もそのことに関して一番強く感じております。先生の本来の仕事は教えることなのですよね。部活動が今日は一番のテーマになっていますが、部活動というのはその補助になるものなのに、かなり先生方のお仕事を削っているように思えるのです。それが結局は今のご提案の部活動指導員、これを多くしてくださることによって先生の残業もかなり減ってくるのではないかと思います。とてもこれは大事な要素だと思います。

○結城委員

例えば来年度5名ということだけではなくて、10年後ぐらいにはどのくらいを目標にしていきたいのかとか、そういう具体的なものも見えてくるといいのかなという気がいたします。

○岩井委員

「部活動の改廃・新設」について提案というかお願いなのですが、前回の定例教育委員会の時に越境の入学、小学校から中学校に上がるのに、こっちからこっちの中学校を希望するみたいな話題がありましたが、今回の指針だと、新1年生を入れても団体戦の出場を満たさず人数に達しない場合は、部活動を廃止するというような答申になっていると感じます。しかし、例えば中学校でサッカー部に入部したいがサッカー部がなくなってしまうとか、バスケットボールをやりたいのでこの中学校に行きたいが、そこがもうなくなってしまうような場合、どちらかという小規模校にある話ではないかと思うのですけれども。そのため、新1年生が入るときに何部に入るかぐらいなことを、もう既に小学校の時にアンケートとかしなければ難しいところも出てくるのではないかと思うので、その辺の越境入学等の緩和とか、中学校で入部する部活動の情報等を早目に把握しておく必要があるのかと考えております。

○金森学校教育課長

只今のご意見についてですが、越境ということではなくて、本市で行っている「隣接校希望選択制」のことではないかと思うのですけれども、それにつきましては子どもたち、今の6年生を対象に、9月から10月にかけて隣接校希望選択制の説明会というのをそれぞれの中学校で行っております。我が校ではこういう部活がありますということや質問を受けたりという機会もそこがございますので、そうした中でやりとりがされるのではないかと思います。

あと、もう一点の6年生の段階で人数を調べておく必要があるのではないかということについては、ここにございますように、次の年度になっても団体戦に出られる人数に満たないという場合に検討し、協議を始めるということですので、即廃部というわけでもありません。存続するかもしれませんし、あと何年間かもう少し様子を見ましようということになるかもしれません。あくまで新1年生が入ってきて実際には気持ちが変わってしまう場合もあります。6年生の時はこの部活動に入りたいと思っていたけれども、実際中学校に来て部活見学に行ったら別の部活動がいいと思って変わってしまうことも考えられます。実際に4月になって入った状態をもとに協議をスタートするというのを想定しています。

○大久保市長

ありがとうございました。

○結城委員

先ほど申しました休養日の設定についてですが、小山市では具体的に週末2日続けて、練習や練習試合を行わないということ为先ほどご説明受けました。しかしながら、この説明を読みますと、週末2日続けて試合を行うことは月に2回までとするという。場合によっては月に2回まではいいよというような印象も受けなくもないように思います。やはり土日は少なくとも1日以上休養をとることが原則だけでも、先ほどご説明があったような場合にはやむを得ず、例えば土日、週末2日続けて活動があってもいいというような形での検討もしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○金森学校教育課長

土日続けてについては、月2回まで。その際に必ず翌週、もしくは前の週でその分の休養日をとるようにしてございます。土日やむを得ず2日練習したという場合には前の週、もしくは次の週のどこかでその練習時間に相当する分を休養日に充てるということにしていますので、総量的には余り多くはならないようにということです。先ほど結城委員さんからありました「どうしてもやむを得ず」という文言については、事務局のほうで再度検討させていただきたいと思います。

○大久保市長

ありがとうございます。

それでは、時間の関係もでございますので、最後にどなたか意見はありますか。

[発言する者なし]

○大久保市長

それでは、無いようでございますので、このガイドラインが策定されることによりまして、運動部・文化部を問わず、生徒にとって望ましい部活動の環境が構築されることを期

待しております。

皆様からいただきましたご意見等につきましては十分吟味して、より良いガイドラインをつくるように進めてください。

それでは、次に、(2)その他について何かございますか。

○金澤行政経営課課長補佐

事務局からの連絡事項になりますが、次回の総合教育会議、第2回の定例会につきましては、3月に予定しております。詳細な日程は未定でございますが、調整次第、委員の皆様にご案内申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○大久保市長

以上で本日の議事の全てを終了いたします。

それではこれをもちまして、平成30年度小山市総合教育会議第1回定例会を閉会いたします。皆さん、ご協力、誠にありがとうございました。

○金澤行政経営課課長補佐

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ご協力、ありがとうございました。

————— 閉 会 午 後 0 時 0 0 分 —————

会議録は、行政経営課課長補佐、金澤雄大が調製したものであり、事実と相違ないことを認め署名します。

平成30年12月7日

市 長 大久保 寿 夫

委 員 福 地 尚 美